

袋 財 契 第 23 号
令和 7 年 11 月 7 日

関係各位

袋井市財政部財政課長

疑義申し立ての対応結果について

令和 7 年 10 月 30 日に実施した建設工事入札において、入札参加者から疑義申し立てがありました。

詳細な内容及び今後の対応については、別紙「疑義申し立てについて」をご覧ください。

記

- 1 工事名 令和 7 年度 海のにぎわい創出プロジェクトに伴う芝生一体化・RV
パーク整備工事
- 2 開札日 令和 7 年 10 月 30 日
- 3 対応結果
違算修正結果を反映し、入札手続きを再開し落札決定を行います。
設計違算の詳細は別紙のとおり。

別紙

疑義申し立てについて

- 1 入札番号 第 109 号
- 2 工事名 令和 7 年度 海のにぎわい創出プロジェクトに伴う芝生一体化・RV パーク整備工事
- 3 疑義の内容

【A 社】

第 10 号表 樹木伐採・伐根

高木 20cm 未満の 5 社見積の平均値が 5,400 円である。したがって、平均価格の直近下位は 5,400 円ではないか。

第 11 号表および第 12 号表

質疑回答に配管工の歩掛補正係数（4 %）を採用していると回答されている。しかし、配管工は歩掛補正されていない。また、本工事の工種区分は公園工事（発注は土木一式）であるにも関わらず、上記の代価表内の歩掛において小数点以下第 3 位を採用している。本工事は土木一式工事なので小数点以下第 2 位を採用すべきではないのか。過去 15 年の土木一式工事として発注されている同様工事と比較して頂きたい。

第 16 号表 芝生施肥

質疑回答に普通化成 NPK=8:8:8 が計上されていると回答されているが計上されていないのではないかと。普通化成 NPK=8:8:8 は 1 m² あたり 0.1kg で 15 円となり、芝生施肥の単価は 30 円ではないかと。

第 25 号表および第 26 号表

質疑回答に水道事業実務必携の歩掛補正を採用していると回答しているが配管工が 4 %補正されていない。

【B 社】

1. 遊具浄化槽等撤去・処分 第 9 号表について

トイレ及び浄化槽撤去の 5 社平均は、772,000 円となり、直下の見積金額は、750,000 円になると思いますが、積算根拠をご確認下さい。

2. 樹木伐採・伐根 第 10 号表について

高木撤去幹周 60～90 の 5 社平均は、91,520 円となり、直下の見積金額は、91,000 円（単価 7,000 円）低木撤去についても、5 社平均は、47,018 円となり、直下の見積金額は、43,200 円（単価 300 円）になると思いますが、積算根拠をご確認下さい。

3. 遊具浄化槽等撤去・処分 第 9 号表について

足洗場撤去の 5 社平均は、90,000 円となり、直下の見積金額は、60,000 円になると思いますが、積算根拠をご確認下さい。

【C 社】

第 9 号表「遊具浄化槽等撤去・処分」について

質疑回答事項内の見積単価の採用について、県の基準における異常値を排除した平均価格の直近下位業者の単価を採用した場合、一式当たりの単価が 1,200,800 円になると思われます。

第 10 号表「樹木伐採・伐根」について

質疑回答事項内の見積単価の採用について、県の基準における異常値を排除した平均価格の直近下位業者の単価を採用した場合、一式当たりの単価が 782,820 円になると思われます。

第 12, 13, 25, 26 号表内 配管工の労務単価について

質疑回答事項内にて、労務加算する必要があるので水道事業実務必携の補正率を採用し加算しているとの事ですが、加算した場合の配管工労務単価は 26,214 円ではなく 27,262 円になると思われます。

第 12, 13 号表内 数量について

各当り単価表内の労務数量が、小数点以下 3 位になっているが、積算基準によれば、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位になると思われます。

第 16 号表「芝生施肥」について

質疑回答事項内にて、肥料材は計上されているとの事ですが、図面記載の品、数量を計上した場合、材工共の m2 当りの単価は 15 円ではなく 30 円になると思われます。

SP17 号表「現場打ち集水桝（本体）」について

SP 表内選択項目において、バックホウ賃料長期割引無を選択して 1 箇所当り 60,820 円の単価となっていると思いますが、積算基準によれば長期割

引有と選択し、1箇所当り 60,790 円になると思われます。
上記の有無の採用基準に線引きがある様でしたら、ご開示頂きたいです。

4 確認結果

【A社】

第 10 号表 樹木伐採・伐根

質疑でも回答していますように、見積歩掛の採用方法については、県の基準にて異常値を排除した平均の直近下位の業者を採用しております。

単価につきましては、お答え出来かねます。

第 11 号表および第 12 号表

配管工の単価は週休 2 日補正（月単位）を乗じた基本単価で積算しております。

水道事務必携の各パッケージでは、数量に補正率を乗じております。
このことから、少数第 3 位までの積算となります。

第 16 号表 芝生施肥

ご指摘の通り、肥料材が計上されておりました。

第 25 号表および第 26 号表

配管工の単価は週休 2 日補正（月単位）を乗じた基本単価で積算しております。各水道事務必携のパッケージでは、数量に補正率を乗じております。

【B社】

1. 遊具浄化槽等撤去・処分 第 9 号表について

質疑でも回答していますように、見積歩掛の採用方法については、県の基準にて異常値を排除した平均の直近下位の業者を採用しております。単価につきましては、お答え出来かねます。

2. 樹木伐採・伐根 第 10 号表について

質疑でも回答していますように、見積歩掛の採用方法については、県の基準にて異常値を排除した平均の直近下位の業者を採用しております。単価につきましては、お答え出来かねます。

3. 遊具浄化槽等撤去・処分 第 9 号表について

質疑でも回答していますように、見積歩掛の採用方法については、県の基準にて異常値を排除した平均の直近下位の業者を採用しております。

ます。単価につきましては、お答え出来かねます。

【C社】

第9号表「遊具浄化槽等撤去・処分」について

ご指摘の通り、歩掛を採用しておりますが、単価につきましては、お答え出来かねます。

第10号表「樹木伐採・伐根」について

ご指摘の通り、歩掛を採用しておりますが、単価につきましては、お答え出来かねます。

第12,13,25,26号表内 配管工の労務単価について

配管工の単価は週休2日補正（月単位）を乗じた基本単価で積算しております。

第12,13号表内 数量について

各水道事務必携のパッケージでは、補正率を数量で補正しております。そのため、少数第3位までの積算となります。

第16号表「芝生施肥」について

ご指摘の通り、肥料材が計上されておりました。

SP17号表「現場打ち集水桝（本体）」について

本工事については長期割引率を計上いたしません。

なお、長期割引率を採用している場合は、設計書上に表記いたします。

5 今後の取り扱い

第9号表、第10号表の見積歩掛については、撤去工として一括で見積を徴収し、一括の金額で比較して平均直下の歩掛を採用しておりました。しかし、「遊具浄化槽等撤去・処分」と「樹木伐採・伐根」の項目ごとの比較をすることが適正であると判断したため、項目ごとで比較した歩掛へと修正いたします。

第16号表については、肥料が計上されておりましたので、計上いたします。

設計違算があった箇所を修正し、予定価格等の再計算を行い、落札者を決定します。